

「北区自転車活用推進計画（案）」のパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和5年10月20日（金）～令和5年11月21日（火）
- (2) 周知方法 北区ニュース（10月20日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、X、LINE）
- (3) 案の閲覧場所 交通事業担当課（区役所第一庁舎3階11番）、区政資料室（区役所第一庁舎1階）、地域振興室、図書館
- (4) 意見提出者数 14名（内訳）ホームページ：14名、持参：0名、郵送：0名、FAX：0名
- (5) 意見総数 38件 ※類似の意見はまとめています。

2. 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

(1) 全体的なご意見

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
1	自転車には交通手段としてのものと運動ツールとしてのものがあり、自転車の種類や特性に応じたきめ細かい自転車活用推進計画としてほしい。	1	施策（16）「自転車を活用した余暇・観光」において、「気軽にサイクリングを楽しむことができる環境づくりや情報発信を推進する」としており、交通手段以外での自転車の活用についても推進してまいります。
2	鉄道の利便性の高い北区では、鉄道と自転車をシームレスに組み合わせ利用できる環境整備に重点を置くべきである。特に、なるべく駅に近い場所での駐輪場整備と、駅周辺でのシェアサイクルの重点的拡充を進めてほしい。鉄道の末端交通としての自転車利用率は4.5%となっているが、まだ高くできるはず。	1	施策（9）「まちづくりと連携した総合的な取組みの実施」において、「①まちづくりと連携した自転車駐車場の整備」を掲げており、駅周辺のまちづくり事業の進捗等を踏まえながら、自転車駐車場の整備に取り組んでまいります。また、駅周辺へのシェアサイクルポートの設置につきましては、第5章「計画のフォローアップ及び見直し方法」における「目標値の考え方」にお示しのとおり、駅周辺に2カ所程度を想定しております。

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
3	規制を強化したことにより、負の効果が発生する可能性があるので施策実施の判断の際に留意して欲しい。例として、商店街において、自転車通行規制や自転車駐車場の無料時間短縮により、回遊時間が短くなる。	1	本計画の施策に基づく具体的な事業の実施につきましては、その効果や影響を踏まえ検討してまいります。

(2) 第2章 現状と課題について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
4	区民アンケート意見のみが紹介されているが、自転車施策の推進には区外住民のニーズ把握が不可欠であるため、駐輪場でのアンケートやWEBアンケートも実施し、区外住民のニーズも把握したうえで計画を策定していただきたい。	1	本計画策定につきましては、区外来訪者へのアンケートも実施しておりますが、区民アンケートと同様の傾向であったため、本編ではご紹介せず、別冊に取りまとめてお示しいたします。
5	区民アンケートにてシェアサイクルの利用状況の記載があるが、自転車を所有する区民がシェアサイクルを利用しないのは当然で、利用者は大半が区外住民である。	1	ご指摘のとおり区民のシェアサイクル利用は少ないですが、自転車利用者のシェアサイクル認知度や外出先での利用状況を把握し、現状を分析したうえで、シェアサイクルが移動手段の一般的な選択肢となるよう、施策(12)「シェアサイクルの活用促進」を進めてまいります。

(3) 第4章 基本目標1安全・安心(まもる)について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
6	子どもが自転車の交通ルールを学べる施設を作ってほしい。公道に出る前に公園などで練習して自転車の交通ルールを学び、座学や実習、路上教習までできる施設があれば安全意識も高まり、事故を抑制できると考える。学校や家庭の努力だけでは難しいため、検討してほしい。	1	区では警察と連携して小学校の校庭を利用した模擬コース走行やスタントマンが事故を再現する体験型の交通安全教室等を実施しており、引き続き、施策(1)「自転車安全利用の促進」に基づき、教育機会の充実を図ってまいります。交通教育に係る専用施設の整備につきましては、公共施設への多様なニーズを踏まえながら検討してまいります。
	北区でも、学校や公園等を利用して自転車マナー教室の開催や自転車免許制度の運用を行ってほしい。	1	

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
7	自転車利用者の交通マナー、道路交通法に対する意識が非常に低い。スマホながら運転、逆走及び通行区分違反(相手の進行方向に対して右側を走行)により、歩行が困難な状況である。	1	施策(1)「自転車安全利用の促進」において、「①さまざまな年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実」、「②交通ルール遵守・マナー向上を図る広報啓発の推進」を掲げており、区民の交通安全意識を向上させ、安心・安全に自転車を利用してもらえる取組みを実施してまいります。
	小学生だけでなく全世代向けに、自転車乗車時の交通ルールの講習等、区と警察の協同による啓発活動を行ってほしい。	1	
	子供乗せ電動自転車やフードデリバリーサービスの配達員が危険な運転をしている話をよく聞いている。北区は周辺区と比較して、自転車利用者のマナーが良くないと感じる。	1	
	赤羽の自転車利用者のマナー・意識は低く、スマホながら運転、逆走、通行区分違反により正常な歩行が困難である。赤羽を含めた区内の交通状況について、北区と警察が問題点を把握し、区民に周知徹底をしてほしい。	1	
8	違法な電動アシスト自転車(出力オーバー等)は特に歩行者にとって危険であるため、警察(警視庁)による取り締まりを徹底して欲しい。	1	施策(1)「自転車安全利用の促進」において、「③路上等における自転車利用者に対する交通安全指導・取締の実施」を掲げており、警察と連携しながら、街頭指導を強化し、悪質・危険な交通ルール違反者に対しては、交通切符などによる取締りを実施してまいります。
9	災害応急対策に従事する職員参集の手段だけでなく、災害ボランティアセンターのボランティアやスタッフの移動手段としても活用を位置付けて頂きたい。	1	発災直後の職員の参集を想定しており、災害ボランティアセンターのボランティアやスタッフの移動手段につきましても、徒歩が原則とされております。被災や交通規制の状況に応じて、自転車に限らず、より安全な移動手段を選択していただきたいと考えております。

(4) 第4章 基本目標2 (はしる) について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
10	都内の自転車専用レーンは路上駐車で埋まっており、機能していないところが多く、自転車利用者のマナーが徹底されない。自転車専用レーン等の道路インフラがきちんと整備されれば、自転車利用者のマナーも改善されるのではないかと考える。	1	施策(6)「自転車通行空間の計画的な整備推進」において、「①北区自転車ネットワーク計画に基づく、自転車通行空間の整備」を掲げており、計画的に整備を進めてまいります。 また、施策(7)「自転車通行空間上の路上駐車への対策」において、「①違法駐車の重点的な取締り」を掲げており、警察と連携し、自転車通行の支障となる違法駐車削減に努めてまいります。
11	「北区自転車ネットワーク計画」について、既存の広めの道路だけを指定してはきめ細かなネットワークにならない。狭い道であっても自転車通行路としての利用が多い場所こそ歩行者・自転車の安全のためにネットワークとして指定し、重点的に安全対策を行ってほしい。(例：十条銀座に並行した西側道路、志茂銀座通り(特別区道1059号)、志茂・地区防災道路7号(特別区道1058号)など。)	1	いただいたご意見は北区自転車ネットワーク計画の評価・見直しを実施する際の参考とさせていただきます。
	十分な広さ(道幅)の自転車通行空間が確保できない場合、「矢羽根マークを付けるだけ」のような整備は行わないでほしい。	1	
	飛鳥山周辺は横断歩道が少なく、王子駅前ロータリー交差点で混雑するため、迂回することが多い。線路を越えられる自転車ルートが飛鳥山周辺につくってもらえたら嬉しい。	1	
	自転車通行帯や自転車道の整備に関しては「自分で自転車を運転する人」の意見を取り入れてほしい。	1	

(5) 第4章 基本目標3 (とめる) について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
12	王子神谷駅前には買い物客や駅利用者の放置自転車が多く、不便である。駅周辺に、「2時間以内は駐輪料金が無料」の駐輪場があれば、放置自転車が減り、駅前もスッキリするのではないか。	1	施策(8)「地域のニーズに応じた自転車駐車場の環境整備」において、「駅からの距離や利用状況に応じた料金の設定を検討する」としており、いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。
13	猛暑や厳寒の時には体調へのリスクを考え、高齢者に駐輪の監視をさせないでほしい。	1	従事される方の労働環境や体調管理につきましては、自転車駐車場の管理・運営を行っている指定管理者へ関係法令等に基づき適切に対応するよう、引き続き指導してまいります。
14	施策を実施する際には、期待される効果が得られなかった場合、別の新たな方策も検討した上で判断してほしい。例えば放置自転車対策において、撤去手数料の額、駐輪禁止区域の面積、のぼりや立て看板の数などを、際限なく大きくすることは望ましくない。	1	本計画の施策に基づく具体的な事業の実施につきましては、効果や影響を踏まえ、検討してまいります。また、放置自転車対策につきましては、今後とも放置自転車の現場での状況を注視しながら、適切に対応してまいります。

(6) 第4章 基本目標4 自転車の利用（つかう）について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
15	シェアサイクルについて、区外からの来訪者を増やす、区民の利便性を高めるためには区独自で検討ではなく「周辺区部と十分に普及しているシェアサイクルサービスを導入する」ということを明言した方がよいのではないか。「周辺区部で十分に普及（定量的数値とともに）しているシェアサイクルの導入を進め、相互の人流増加に寄与する」といった表現にするべきである。	1	連携するシェアサイクル事業者の選定につきましては、周辺の自治体の状況も考慮してまいります。
16	田端駅周辺にシェアサイクルのポートが少ないのもっと設置してほしい。	1	いただいたご意見は、シェアサイクルポート設置箇所を検討する際の参考とさせていただきます。
	鉄道駅や大規模住宅（都営住宅、UR住宅、民間マンション等）周辺でのシェアサイクル事業を推進してほしい。	2	
	シェアサイクル事業者は区内で統一してほしい。	1	
17	電動キックボードは時速6km以下で歩道走行が認められているが、物理的に時速6km以下では安定した走行が困難であるため、速度超過が予測される。	1	施策（13）「多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進」において、「①新たなモビリティへの対応」を掲げており、関係機関と連携して電動キックボードの正しい交通ルールを周知してまいります。
18	荒川沿いの活用について、荒川流域の他自治体を連携した自転車の健康活用を施策を望む。	1	施策（14）「自転車を活用した健康づくり」において、「①健康維持・増進のための自転車利用者に関する情報発信と広報啓発」を掲げております。

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
19	計画では北区に立ち寄ってもらう仕組みを設備面で検討しているが、区内において、サイクリストのランドマークとなるような機能や設備、体験の提供に言及してほしい。サイクルツーリズムの経済効果は限定的だが区内に荒川サイクリングロードを一定管理している強みを活かせば新たな税収源を見込める。実現にはサイクリストの意見等も踏まえ検討する必要があるが、今期には継続課題としつつ、並行して議論・実現できるような内容を方針に織り込んでいただきたい。	1	施策（16）「自転車を活用した余暇・観光」において、「①余暇や観光への自転車の活用」、「②自転車マップやサイクリングマップの作成と情報発信」を掲げており、区民や来訪者がサイクリングを楽しむことができる環境づくりや情報発信を推進してまいります。
20	図 4-31 に世田谷サイクルマップの紹介があるが、このマップは公共レンタサイクルポートで配布している。情報発信はホームページ等だけでなく、シェアサイクルポートでの配布も必要である。	1	シェアサイクルポートでのサイクルマップの配布につきましては、シェアサイクル事業者と協議してまいります。

(7) 第5章 計画のフォローアップ及び見直し方法について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
21	本計画を実行に移すロードマップを明言してほしい。北区自転車ネットワーク計画策定後の進捗が芳しくないと感じている。	1	本計画の進行管理は、第5章「計画のフォローアップ及び見直し方法」にお示しのとおりです。

(8) その他本計画に関わる事項について

No.	意見の主旨	件数	区の考え方
22	国際的なサイクリング大会の誘致には反対である。	1	本計画においては、国際的なサイクリング大会の誘致につきましては記載をしておりますが、国の動向につきましては今後も注視して参ります。 いただいたご意見は、本計画の施策に基づく具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。
23	今はもうあるのかもしれないが、子ども乗せ電動自転車のレンタルサービスがあるといい。小さい子どもを連れて遠距離走る場合に便利だと思う。	1	子乗せ電動アシスト付き自転車のレンタルサービスにつきましては、民間事業者が一部の駅で実施しており、今後は、事業者の意向も踏まえながら、サービス拡充に向けた連携を検討してまいります。
24	北区の条例で禁止されているにもかかわらず、自転車に乗りながらの喫煙が散見される。そこで、例えばP29のコラムに、「自転車を運転しながらの喫煙は禁止」という項目を追加するなど、自転車に乗りながらの喫煙は禁止であることを北区自転車活用推進計画にも明記するべきである。	1	喫煙のルール遵守やマナー向上に向けた取組につきましては、関係法令等に基づいて推進するよう、いただいたご意見を関係部署と共有してまいります。
25	区内にある屋外自転車駐車場の敷地内で喫煙している事例が散見されるため、区内の自転車駐車場はすべて禁煙というルールを制定して北区自転車活用推進計画にも盛り込むべきである。	1	

(9) その他

本計画に直接関連したものではなく、個々の施策のご意見と推察されますので、区政に関する様々なご意見の一つとして今後の参考とさせていただきます。

No.	意見の主旨
26	自転車走行空間に限らず道路の状況を広く見直してほしい。店舗やマンションの工事の際に周辺の歩道がふさがれることが多く危険である。
27	放置自転車が多い場所は路上喫煙者も多い。放置自転車撤去作業とあわせて、注意喚起をすべきである。
28	赤羽公園横に放置自転車撤去作業を行っているトラックの中で喫煙しているものがある。区が責任を持って止めるべきである。